

## 健康管理手帳の交付申請について

健康管理手帳とは、粉じん作業、石綿の取り扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務<sup>\*</sup>に従事したことがあり、**エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当される方は**、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

※業務とは、以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩、ベータ-ナフチルアミン及びその塩、粉じん作業、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素又は砒素、コークス又は製鉄用発生炉ガス、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン及びその塩、1,2-ジクロロプロパン（屋内作業場等通風の悪い場所での印刷機、その他の設備の清掃業務に限る）

健康管理手帳の交付を受けると指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

以下に「石綿」と「粉じん作業」に係る健康管理手帳の交付要件、申請に必要な書類等について記載しますので、申請者の方はこれを御参考にこの静岡労働局ホームページ、安全衛生関係様式、健康管理手帳申請等様式の中から必要な様式をダウンロードし御利用ください。

なお、その他ベンジジン及びその塩等の業務に係る申請につきましては、御手数ですが電話等により担当者あて御照会ください。

### I. 「石綿」について

#### 1. 交付要件について

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
(直接業務及び**周辺業務**が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。)  
(直接業務のみが対象)
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。  
(直接業務のみが対象)

**注意事項：**対象者は石綿作業に**継続して**従事していた方に限られます。

#### 2. 必要な書類等について

- (1) (様式第7号) 健康管理手帳交付申請書
- (2) (添付様式第1号)「従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）」  
(申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入してください。)

(3) (添付様式第3号)「従事歴証明書(事業者記載用)(石綿)」

- ※ 胸部所見において申請する場合  
石綿取扱いのあった最終事業場の事業主が証明する書類
- ※ 従事歴において申請する場合  
石綿取扱いのあった全ての事業場の事業主が証明する書類

事業場が廃業等によりこの証明書が添付できない場合は、次の2つの書類

(ア) (添付様式第5号)「従事歴申立書(本人記載用)(石綿)」

申請者本人が記載したもの

(イ) (添付様式第7号)「従事歴証明書(同僚記載用)(石綿)」

当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載したもの

(4) 医師による診断書

- ※ 石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可

(5) エックス線等写真

(エックス線写真、CT写真)

なお、従事歴による申請の場合は、(4)と(5)は不要です。

---

## II. 「粉じん作業」について

### 1. 交付要件について

じん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)である方です。

### 2. 必要な書類等について(平成27年5月1日改定)

(1) (様式第7号)健康管理手帳交付申請書

(2) じん肺法第14条第1項の「じん肺管理区分決定通知書」又は同法第14条第2項の「通知書」の写し

(3) (様式第1号)「従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)」

- ※ 申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入する。
- ※ 従事期間と退職年月日が異なる場合は、それぞれの事業場の退職年月日も別に記載してください。

※ 以下の書類等は、「じん肺管理区分決定申請書」等に添付してありますので不要です。

- 医師による診断書
- エックス線等写真

#### 【改定内容】

申請者の負担軽減を図るため、様式第2号「従事歴証明書(事業者記載用)」を不要としました。

以上の書類を各1部ずつ静岡労働局あて送付してください。

## 参考（健康管理手帳所持者へ）

### 健康管理手帳書替・再交付申請、合本申請について

- 健康管理手帳所持者の氏名又は住所が変更になった場合は、健康管理手帳の書替申請の手続きを行ってください。
- 健康管理手帳を滅失又は損傷（損傷が著しい等必要な場合）した場合は、健康管理手帳の再交付申請により新しい健康管理手帳の交付を受けてください。
- 健康管理手帳の健康診断結果記載欄が満了となった場合は、健康管理手帳の合本申請の手続きを行ってください。

健康管理手帳書替・再交付申請及び合本申請には、下記の書類が必要です。

#### 記

#### （1）書替申請の場合

- （様式第10号）健康管理手帳書替申請書
- 書替内容が明らかとなる書類
  - ※ 氏名の変更の場合は戸籍謄本、住所の変更の場合は住民票を添付し、書替えの理由欄にその旨を記入してください。
- 旧健康管理手帳

#### （2）再交付申請の場合

- （様式第10号）健康管理手帳再交付申請書
  - ※ 手帳を滅失した場合は、その理由を再交付申請の理由欄に具体的に記入してください。
- 手帳を損傷した場合は、旧健康管理手帳

#### （3）合本申請の場合

- （任意様式）健康管理手帳合本申請書
- 旧健康管理手帳

以上の書類を各1部ずつ静岡労働局あて送付してください。なお、旧管理手帳を送付する場合は、「書留郵便」で送付してください。

御不明な点がございましたらお問い合わせください。

#### 申請先、お問い合わせ先

静岡労働局労働基準部  
健康安全課 衛生担当  
〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号  
静岡地方合同庁舎3階  
TEL 054-254-6314